

參考資料

目 次

参考資料 1	家畜伝染病発生時後方支援センター一覧・・・・・・・・・・	1
参考資料 2	県北振興局消毒ポイント一覧・・・・・・・・・・	2
参考資料 3 - 1	管内における野鳥対応フロー図 （県内家きんの発生がない場合）	3
参考資料 3 - 2	管内における野鳥対応フロー図 （県内家きんで発生がある場合）	4
参考資料 3 - 3	発生状況に応じた野鳥対応レベルの概要・・・・・・・・・・	5
参考資料 3 - 4	検査優先種等・・・・・・・・・・	6
参考資料 4 - 1	県北地区鳥インフルエンザ現地総合対策本部設置要綱・・	7
参考資料 4 - 2	県北地区鳥インフルエンザ現地防疫対策本部設置要綱・・	9
参考資料 4 - 3	県北地区鳥インフルエンザ現地健康危機管理対策本部 設置要綱・・・・・・・・・・	10
参考資料 4 - 4	県北地区鳥インフルエンザ現地食品安全・安心対策 本部設置要綱・・・・・・・・・・	11
参考資料 4 - 5	県北地区鳥インフルエンザ地域対策本部設置要綱・・	12
参考資料 4 - 6	県北地区鳥インフルエンザ警戒連絡会議設置要綱・・	13
参考資料 4 - 7	県北地区鳥インフルエンザ防疫対策会議開催要領・・	15

参考資料 1

■ 家畜伝染病発生時後方支援センター 一覧

市 町	所在地	施設名称
佐世保市	吉井町直谷1071	吉井構造改善センター
	椎木町無番地	総合グラウンド体育館
	光月町6-17	体育文化館 大体育室
	小佐々町西川内143-5	小佐々スポーツセンター
	佐世保市浦川内町無番地	東部スポーツ広場体育館
	宇久町平2691	宇久小学校体育館
平戸市	岩の上町1529	平戸文化センター
	紐差町678-1	平戸市ふれあいセンター
	辻町199	平戸市多目的研修センター
	生月町里免2277-1	平戸市生月町B & G海洋センター
	大島村前平1456-1	平戸市大島村離島開発総合センター
	田平町山内免270-1	平戸市田平町民センター
松浦市	志佐町浦免1110	松浦市文化会館
	福島町塩浜免2993-89	福島体育館
	鷹島町里免1102-1	鷹島スポーツ・文化交流センター
小値賀町	前方郷256-1	小値賀町総合体育館
佐々町	本田原免123番地	佐々町民体育館
	平野免220番地	佐々町農業体験施設

 は鳥インフルエンザ発生時の集合場所

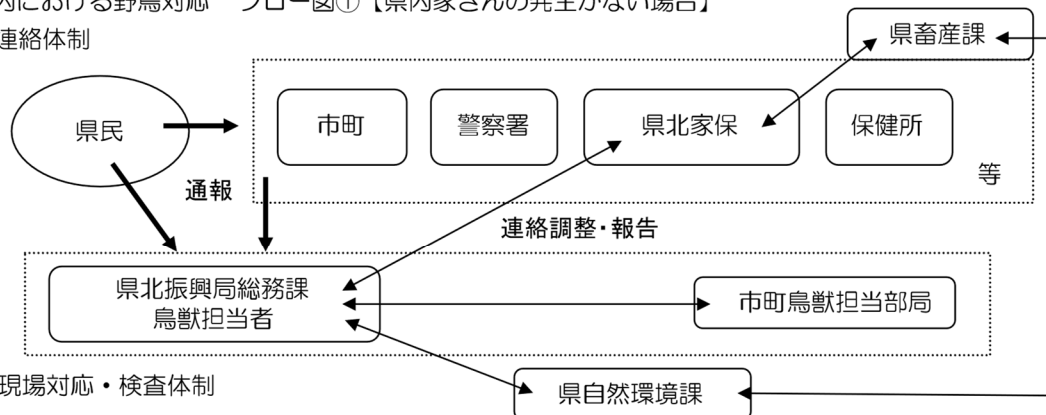
■東北振興局道標ポインツ一覧（R4.8月現在）

局No.	設置場所	施設名称	連絡先			備考
			道路外施設使用	道路占有・港湾目的外使用	道路使用 (1部看板)	
運用	使用 可能 車種 No.	○市・町・郡地 （JA○○標など説明を記載）	施設管理者	道路・港湾管理者	警察署	
1	東北1	佐世保市新港町6	佐世保市港浜部みなと振興・管理課	局建設管理課	佐世保	(例) 大型車（1.0t超）が入るバースがある。 ○○方面からの車両の対応可能。 などの特記すべき事項を記載願います。 管理者を許可不可（市長決裁必要）
2	東北2	佐世保市川谷町2204	JA倉庫振興課→北部中央支店	局建設管理課	佐世保	H27.1月設置実績あり
3	東北3	佐世保市川谷町646付近	局建設管理課	局建設管理課	佐世保	JA榑木出張所の代替候補地
4	東北4	佐世保市里美町	局建設管理課	局建設管理課	佐世保	H27.1月設置実績あり
5	東北5	佐世保市上柳町1001付近(旧彦山トンネル出口)	局建設管理課	局建設管理課	佐世保	
6	東北6	佐世保市清水町770付近	局建設管理課	局建設管理課	佐世保	
7	東北7	佐世保市榑木町104-1付近	局建設管理課	局建設管理課	佐世保	トンネル寄り路肩使用不可時の代替候補地
8	東北11	佐世保市世知原町木浦原立角橋付近	局建設管理課	局建設管理課	江迎	
9	東北12	佐世保市世知原町上野原	佐世保市農政課→公園緑地課	局建設管理課	江迎、(松浦)	公園管理者との協議必要
10	東北13	佐世保市吉井町榑井306-2付近	局建設管理課	局建設管理課	江迎、(相模)	
11	東北14	佐世保市吉井町榑井307付近	局建設管理課	局建設管理課	江迎、(相模)	
12	東北15	佐世保市吉井町榑井343付近	佐世保市農政課→農林整備課	市農林整備課	江迎	北松やまびこロード
13	東北16	佐世保市三川内町343	佐世保市農政課→商工労働課	国交省佐世保国道維持出張所	早岐	国道35号
14	東北17	佐世保市田の浦町68	国交省佐世保国道維持出張所	国交省、局建設、市土木管理課	早岐	国道35号、国道302・204号、市道
15	東北19	佐世保市針尾町2678	局建設管理課→公園緑地課	局建設管理課	早岐、西海	交通量多い
16	東北20	佐世保市針尾町中172-2（旧Aコープ針尾店前）	JA倉庫振興課→南部中央支店	局建設管理課	早岐	国道202号
17	東北22	佐世保市広田町2丁目3	JA全農ながさき東北広域物流センター	局建設管理課、市土木管理課	早岐	国道202号
18	東北23	佐世保市江迎町下敷ヶ浦免	佐世保市農政課→市物産生活支援課	局建設管理課	江迎	市道、国道222・204号
19	東北24	佐世保市徳町下敷ヶ浦免	局建設管理課	局建設管理課	江迎	国道204号
20	東北25	佐世保市徳町下敷ヶ浦免	局建設管理課→建設づくり課	局建設管理課	江迎	国道18号、国道204号
21	東北26	佐世保市徳町下敷ヶ浦免	局建設管理課→建設づくり課	局建設管理課	江迎	国道18号、国道204号
22	東北27	佐世保市徳町下敷ヶ浦免	局建設管理課→建設づくり課	局建設管理課	江迎	国道18号、国道204号
23	東北28	佐世保市徳町下敷ヶ浦免	局建設管理課→建設づくり課	局建設管理課	江迎	国道18号、国道204号
24	東北29	佐世保市徳町下敷ヶ浦免	局建設管理課→建設づくり課	局建設管理課	江迎	国道18号、国道204号
25	東北30	佐世保市徳町下敷ヶ浦免	局建設管理課→建設づくり課	局建設管理課	江迎	国道18号、国道204号
26	東北31	佐世保市徳町下敷ヶ浦免	局建設管理課→建設づくり課	局建設管理課	江迎	国道18号、国道204号
27	東北32	佐世保市徳町下敷ヶ浦免	局建設管理課→建設づくり課	局建設管理課	江迎	国道18号、国道204号
28	東北33	佐世保市徳町下敷ヶ浦免	局建設管理課→建設づくり課	局建設管理課	江迎	国道18号、国道204号
29	東北34	佐世保市徳町下敷ヶ浦免	局建設管理課→建設づくり課	局建設管理課	江迎	国道18号、国道204号
30	東北35	佐世保市徳町下敷ヶ浦免	局建設管理課→建設づくり課	局建設管理課	江迎	国道18号、国道204号
31	東北36	佐世保市徳町下敷ヶ浦免	局建設管理課→建設づくり課	局建設管理課	江迎	国道18号、国道204号
32	東北37	佐世保市徳町下敷ヶ浦免	局建設管理課→建設づくり課	局建設管理課	江迎	国道18号、国道204号
33	東北38	佐世保市徳町下敷ヶ浦免	局建設管理課→建設づくり課	局建設管理課	江迎	国道18号、国道204号
34	東北39	佐世保市徳町下敷ヶ浦免	局建設管理課→建設づくり課	局建設管理課	江迎	国道18号、国道204号
35	東北40	佐世保市徳町下敷ヶ浦免	局建設管理課→建設づくり課	局建設管理課	江迎	国道18号、国道204号
36	東北41	佐世保市徳町下敷ヶ浦免	局建設管理課→建設づくり課	局建設管理課	江迎	国道18号、国道204号
37	東北42	佐世保市徳町下敷ヶ浦免	局建設管理課→建設づくり課	局建設管理課	江迎	国道18号、国道204号
38	東北43	佐世保市徳町下敷ヶ浦免	局建設管理課→建設づくり課	局建設管理課	江迎	国道18号、国道204号
39	東北44	佐世保市徳町下敷ヶ浦免	局建設管理課→建設づくり課	局建設管理課	江迎	国道18号、国道204号
40	東北45	佐世保市徳町下敷ヶ浦免	局建設管理課→建設づくり課	局建設管理課	江迎	国道18号、国道204号
41	東北46	佐世保市徳町下敷ヶ浦免	局建設管理課→建設づくり課	局建設管理課	江迎	国道18号、国道204号
42	東北47	佐世保市徳町下敷ヶ浦免	局建設管理課→建設づくり課	局建設管理課	江迎	国道18号、国道204号
43	東北48	佐世保市徳町下敷ヶ浦免	局建設管理課→建設づくり課	局建設管理課	江迎	国道18号、国道204号
44	東北49	佐世保市徳町下敷ヶ浦免	局建設管理課→建設づくり課	局建設管理課	江迎	国道18号、国道204号
45	東北50	佐世保市徳町下敷ヶ浦免	局建設管理課→建設づくり課	局建設管理課	江迎	国道18号、国道204号
46	東北51	佐世保市徳町下敷ヶ浦免	局建設管理課→建設づくり課	局建設管理課	江迎	国道18号、国道204号
47	東北52	佐世保市徳町下敷ヶ浦免	局建設管理課→建設づくり課	局建設管理課	江迎	国道18号、国道204号

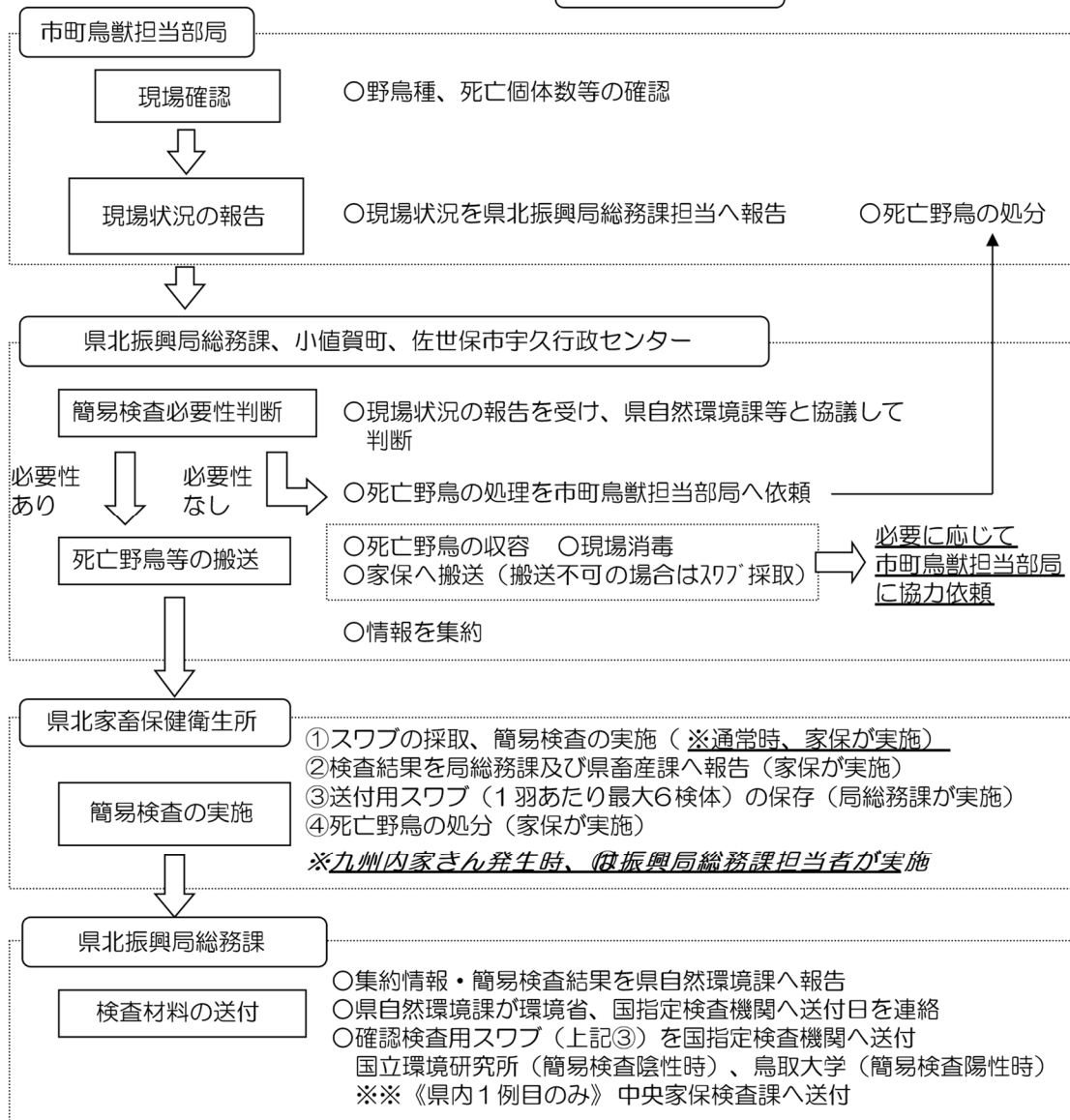
参考資料 3 - 1

管内における野鳥対応 フロー図①【県内家さんの発生がない場合】

1. 連絡体制



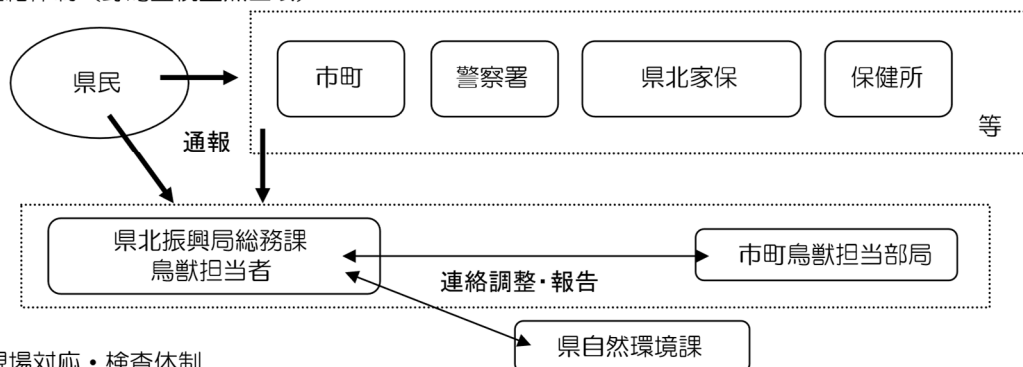
2. 現場対応・検査体制



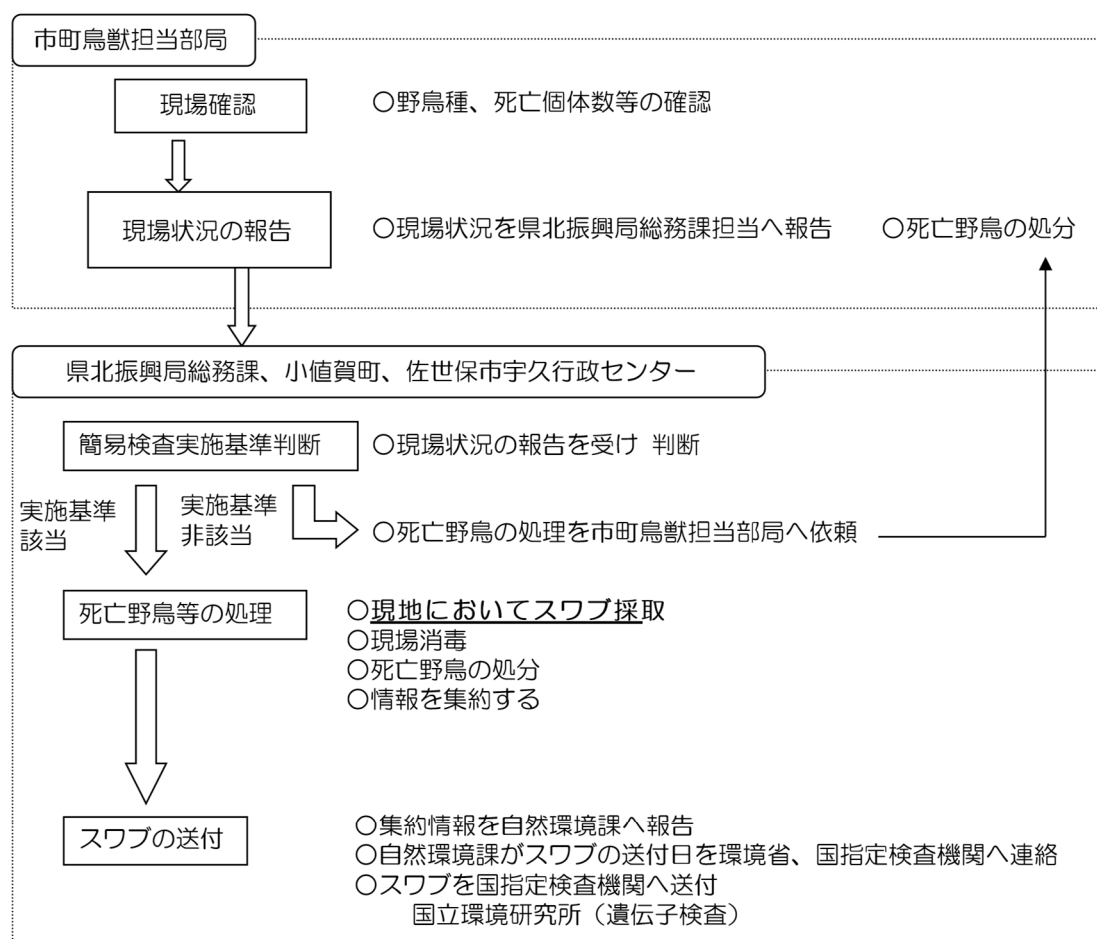
参考資料3 - 2

管内における野鳥対応 フロー図②【県内家きんで発生がある場合 ※】

1. 連絡体制（野鳥監視重点区域）



2. 現場対応・検査体制



※本ケースは、県内において家きんに鳥インフルエンザが発生し、家保轄区域が移動制限区域に入り、家保において簡易検査を実施できない場合想定している。

参考資料 3 - 3

■発生状況に応じた野鳥対応レベルの概要

（環境省「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」より抜粋）

表 I-1 発生状況に応じた対応レベルの概要

発生状況 \ 対象地	全国	発生地*周辺（発生地から半径 10 km 以内）
通常時	対応レベル 1	指定なし
国内単一箇所発生時	対応レベル 2	野鳥監視重点区域に指定
国内複数箇所発生時	対応レベル 3	
近隣国発生時等	対応レベル 2 又は 3	必要に応じて適切な場所に野鳥監視重点区域を指定

* 緊急的に警戒が必要となる簡易検査陽性事例や、家きん等の疑い事例の発生地を含む（p.5 参照）。

表 I-2 対応レベルの実施内容

対応レベル等	鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況の調査（死亡野鳥調査）			
		検査優先種 1	検査優先種 2	検査優先種 3	その他の種
対応レベル 1	情報収集監視	1 羽以上	3 羽以上	5 羽以上	5 羽以上
対応レベル 2	監視強化	1 羽以上	2 羽以上	5 羽以上	5 羽以上
対応レベル 3	監視強化	1 羽以上	1 羽以上	3 羽以上	5 羽以上
野鳥監視重点区域	監視強化	1 羽以上	1 羽以上	3 羽以上	3 羽以上

- 同一場所（見渡せる範囲程度を目安とする。）で数日間（おおむね 3 日間程度）に発見された死亡個体や衰弱個体の合計羽数が表の羽数に該当した場合を基本として、ウイルス保有状況の調査を実施する。ただし死亡原因が他の要因であることが明瞭なものは除く。
- 見渡せる範囲程度とはあくまで目安であり、環境によって大きく異なり、具体的数値を示すのは困難であるので、現場の状況に即して判断して差し支えない。
- すべての種において、重度の神経症状がみられるなど、感染が強く疑われる場合には 1 羽でも検査を実施する。特に野鳥監視重点区域では、感染確認鳥類の近くで死亡していたなど、感染が疑われる状況があった場合には 1 羽でも検査を実施する。

表 I-3 早期警戒期間中の調査実施内容

鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況の調査（死亡野鳥調査）			
	検査優先種 1	検査優先種 2	検査優先種 3	その他の種
情報収集監視強化	1 羽以上	1 羽以上	3 羽以上	5 羽以上

- 早期警戒期間は毎年 9 月から 10 月末までとする。当該期間終了後は、対応レベルに応じた対応に移行する。

※ ウイルス保有状況調査（死亡野鳥等調査及び糞便採取調査）の手技については、DVD「野鳥における鳥インフルエンザサーベイランス（調査）自己研修教材」（環境省作成）も参照されたい。

参考資料 3 - 4

■ 検査優先種等

(環境省「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(令和5年11月現在)より抜粋)

検査優先種等は、流行の度に変更されていることから、文末のホームページで最新を確認すること。

表 I-4 検査優先種

(11 目 14 科)

検査優先種 1 (19 種)		
カモ目カモ科 ヒシクイ マガン シジュウカラガン コクチョウ* コブハクチョウ* コハクチョウ オオハクチョウ オシドリ ヒドリガモ キンクロハジロ カイツブリ目カイツブリ科 カイツブリ カンムリカイツブリ	ツル目ツル科 マナヅル ナベヅル チドリ目カモメ科 ユリカモメ タカ目タカ科 オジロワシ オオタカ ノスリ ハヤブサ目ハヤブサ科 ハヤブサ 重度の神経症状**が観察された水鳥類	主に早期発見を目的とする。 高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5 亜型) に感受性が高く、死亡野鳥等調査で検出しやすいと考えられる種。 死亡野鳥等調査で、平成 22 年度以降の発生時を合わせた感染確認率が 5%以上であった種
検査優先種 2 (8 種)		
カモ目カモ科 マガモ オナガガモ トモエガモ ホシハジロ スズガモ	タカ目タカ科 オオワシ クマタカ フクロウ目フクロウ科 フクロウ	さらに発見の可能性を高めることを目的とする。 過去に日本、韓国等において死亡野鳥で感染確認のある種を含める。
検査優先種 3		
カモ目カモ科 カルガモ、コガモ等 (検査優先種 1、2 以外全種) カイツブリ目カイツブリ科 ハジロカイツブリ等 (検査優先種 1 以外全種) コウノトリ目コウノトリ科 コウノトリ カツオドリ目ウ科 カワウ ペリカン目サギ科 アオサギ ペリカン目トキ科 クロツラヘラサギ ツル目ツル科 タンチョウ等 (検査優先種 1 以外全種) ツル目クイナ科 オオバン	チドリ目カモメ科 ウミネコ、セグロカモメ等 (検査優先種 1 以外全種) タカ目ミサゴ科 ミサゴ タカ目タカ科 トビ等 (検査優先種 1、2 以外全種) フクロウ目フクロウ科 コミミズク等 (検査優先種 2 以外全種) ハヤブサ目ハヤブサ科 チョウゲンボウ等 (検査優先種 1 以外全種) スズメ目カラス科 ハシボソガラス ハシブトガラス	感染の広がりを把握することを目的とする。 水辺で生息する鳥類としてカワウやアオサギ、コウノトリ、クロツラヘラサギ、検査優先種 1 あるいは 2 に含まれないカモ科、カイツブリ科、ツル科、カモメ科の種を、また鳥類を捕食する種として検査優先種 1 あるいは 2 に含まれないタカ目、フクロウ目、ハヤブサ目の種を、死亡野鳥を採食するハシブトガラス及びハシボソガラスを対象とした。
その他の種		
上記以外の鳥種すべて。 猛禽類及びハシブトガラス、ハシボソガラス以外の陸鳥類については、国内での感染が確認されておらず、海外でも感染例は多くないことから、その他の種とする。 野鳥監視重点区域においては、3 羽以上の死亡がみられた場合の他、感染確認鳥類の近くで死亡していたなど、感染が疑われる状況があった場合には 1 羽でも検査対象とする。		

* 外来種。

** 重度の神経症状とは、首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような状態（p.114 図 IV-4 参照）で、正常に飛翔したり、採食したりすることはできないもの。

※検査優先種については今後の発生状況、知見の集積等により見直し、毎年シーズンの始めに環境省から通知する。シーズン中も状況に応じて追加、通知する。都道府県等は、この検査優先種を基本として地域の事情に合わせ独自の選定により適切な対応をすることを妨げない。

※検査優先種については、必ずしも感受性が高い種のみを選定しているわけではなく、発見しやすさや、海外や近縁種での感染例による予防的な選定等も含む。

※国内希少野生動植物種については、検査優先種か否かにかかわらず、その希少性を踏まえ、感染が疑われる状況があった場合には、できる限り 1 羽から検査を実施する。

表 I-5 国内希少野生動植物種の鳥類（45 種）

カモ目カモ科	ハヤブサ目ハヤブサ科	カツオドリ目ウ科
シジュウカラガン(1)	ハヤブサ(1)	チシマウガラス
チドリ目ウミスズメ科	キジ目キジ科	ペリカン目サギ科
エトピリカ	ライチョウ	オオヨシゴイ
ウミガラス	ツル目ツル科	キツツキ目キツツキ科
チドリ目シギ科	タンチョウ(3)	オーストンオオアカゲラ
ヘラシギ	スズメ目ホオジロ科	ミユビゲラ
アマミヤマシギ	シマアオジ	ノグチゲラ
カラフトアオアシシギ	ツル目クイナ科	ミズナギドリ目アホウドリ科
コウノトリ目コウノトリ科	シマクイナ	アホウドリ
コウノトリ(3)	ヤンバルクイナ	ウミツバメ科
ペリカン目トキ科	スズメ目アトリ科	クロコシジロウミツバメ
トキ	オガサワラカワラヒワ	ミズナギドリ目ミズナギドリ科
クロツラヘラサギ(3)	スズメ目ミツスイ科	オガサワラヒメミズナギドリ
ハト目ハト科	ハハジメメグロ	セグロミズナギドリ
キンバト	スズメ目モズ科	フクロウ目フクロウ科
アカガシラカラスバト	アカモズ	ワシミミズク(3)
ヨナグニカラスバト	スズメ目ヒタキ科	シマフクロウ(3)
タカ目タカ科	オオセッカ	
イヌワシ(3)	アカヒゲ	
オガサワラノスリ(3)	ホントウアカヒゲ	
チュウヒ(3)	アカコッコ	
オジロワシ(1)	オオトラツグミ	
オオワシ(2)	スズメ目ヤイロチョウ科	
クマタカ(2)	ヤイロチョウ	
カンムリワシ(3)		

（参考）環境省ホームページ

国内希少野生動植物種一覧 <https://www.env.go.jp/nature/kisho/domestic/list.html>

下線は検査優先種、カッコ内は検査優先種のレベル

環境省「野鳥における高病原性鳥インフルエンザにかかる対応技術マニュアル」

<https://www.env.go.jp/content/000172924.pdf>

県北地区鳥インフルエンザ現地総合対策本部設置要綱

(目 的)

第1条 長崎県鳥インフルエンザ総合対策本部設置要綱第5条第1項に基づき、県北地区（佐世保市・平戸市・松浦市・小値賀町・佐々町）内で高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「鳥インフルエンザ」という。）が発生（疑い事例（簡易検査陽性を含む）並びに他管内及び他県での発生（疑い事例（簡易検査陽性を含む））で県北地区が制限区域に入る場合を含む。以下同じ。）した場合、防疫、健康危機管理及び食品安全・安心の各対策を適切かつ円滑に実施するため、県北地区鳥インフルエンザ現地総合対策本部（以下「現地総合対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 現地総合対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 防疫対策本部、健康危機管理対策本部及び食品安全・安心対策本部の設置並びに解散に関すること。
- (2) 各対策本部の総合調整に関すること。

(構成等)

第3条 現地総合対策本部には、本部長及び副本部長を置き、本部長には県北振興局長を、副本部長には県北振興局次長、全市町長及びながさき西海農業協同組合代表理事組合長を充てるものとし、別表に掲げる本部員により構成する。

- 2 本部長は、現地総合対策本部の事務を総括し、現地総合対策本部の職員を指揮監督する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故ある時は、県北振興局次長がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 現地総合対策本部は、本部長が召集し、主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて本部員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(危機管理対策)

第5条 危機管理対策については、県北地区における鳥インフルエンザ防疫マニュアルに基づき実施することとする。

(事務局)

第6条 この本部の事務局は、県北振興局管理部総務課内に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則
この要綱は、平成23年1月24日から施行する。

附則
この要綱は、平成23年11月29日から施行する。

附則
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則
この要綱は、平成29年2月28日から施行する。

附則
この要綱は、令和2年10月28日から施行する。

附則
この要綱は、令和5年12月21日から施行する。

別表（第3条関係）県北地区鳥インフルエンザ現地総合対策本部の構成員

本部長	県北振興局長
副本部長	県北振興局次長
副本部長	佐世保市長
副本部長	平戸市長
副本部長	松浦市長
副本部長	小値賀町長
副本部長	佐々町長
副本部長	ながさき西海農業協同組合代表理事組合長
本部長	県北振興局次長兼建設部長
本部長	県北振興局管理部長
本部長	県北振興局税務部長
本部長	県北振興局保健部長（県北保健所長）
本部長	県北振興局商工水産部長
本部長	県北振興局農林部長
本部長	県北振興局農林部副部長（県北家畜保健衛生所長）
本部長	肉用牛改良センター所長
本部長	五島振興局上五島支所保健部長（上五島保健所長）
本部長	佐世保市保健所長
本部長	早岐警察署長
本部長	佐世保警察署長
本部長	相浦警察署長
本部長	江迎警察署長
本部長	松浦警察署長
本部長	平戸警察署長
本部長	長崎県農業共済組合佐世保支所長
本部長	長崎県農業共済組合平戸松浦支所長
本部長	長崎県建設業協会佐世保支部長
本部長	長崎県建設業協会北部支部長

県北地区鳥インフルエンザ現地防疫対策本部設置要綱

(目 的)

第1条 県北地区（佐世保市・平戸市・松浦市・佐々町・小値賀町）で高病原性又は低病原性鳥インフルエンザ（以下「鳥インフルエンザ」という。）が発生（疑い並びに他管内及び他県での発生で県北地区が制限区域に入る場合を含む。以下同じ。）した場合、防疫対策に関して、関係機関が連携し、各種対策を円滑に推進することを目的として県北地区鳥インフルエンザ現地防疫対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 現地対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 鳥インフルエンザの防疫対策に関すること。
- (2) 食鳥処理場、鶏卵選別包装施設の衛生確保に関すること。
- (3) 患畜等の埋却・焼却等に関すること。
- (4) 野鳥の調査等に関すること。
- (5) 家きん肉、家きん卵の流通に関すること。

(構成等)

第3条 現地対策本部には、本部長を置き、本部長には県北振興局農林部長を充てるものとし、別表に掲げる本部員により構成する。

2 本部長は、現地対策本部の事務を総括し、現地対策本部の職員を指揮監督する。

(会 議)

第4条 現地対策本部は、本部長が召集し、主宰する。

2 本部長は、必要に応じて本部員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 この本部の事務局は、県北振興局吉井庁舎内に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この要綱は、平成23年1月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年11月29日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年10月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年12月21日から施行する。

別表（第3条関係）県北地区鳥インフルエンザ現地防疫対策本部の構成員

本部長	県北振興局農林部長
本部員	県北振興局管理部長
本部員	県北振興局税務部長
本部員	県北振興局保健部長（県北保健所長）
本部員	県北振興局商工水産部長
本部員	県北振興局農林部長
本部員	県北振興局建設部長
本部員	肉用牛改良センター所長
本部員	五島振興局上五島支所保健部長（上五島保健所長） （小値賀町発生時）
本部員	佐世保市長
本部員	平戸市長
本部員	松浦市長
本部員	小値賀町長
本部員	佐々町長
本部員	佐世保市保健所長（佐世保市発生時）
本部員	佐世保市食肉衛生検査所長
本部員	ながさき西海農業協同組合代表理事組合長
本部員	長崎県農業共済組合佐世保支所長
本部員	長崎県農業共済組合平戸松浦支所長
本部員	有限会社九州丸ト鶏卵佐世保営業所
本部員	佐世保プロイラーセンター株式会社
本部員	ジェーエイ北九州くみあい飼料株式会社長崎工場
本部員	長崎県建設業協会佐世保支部長
本部員	長崎県建設業協会北都支部長
本部員	制限区域管轄の警察署長
本部員	国土交通省長崎河川国道事務所佐世保国道維持出張所長

県北地区鳥インフルエンザ現地健康危機管理対策本部設置要綱

(目的)

第1条 県北地区(佐世保市・平戸市・松浦市・小値賀町・佐々町)内で発生した高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ(以下「鳥インフルエンザ」という。)の健康危機管理の対策に関して、長崎県鳥インフルエンザ健康危機管理対策本部、県北地区鳥インフルエンザ現地総合対策本部、県北地区鳥インフルエンザ現地防疫対策本部、市町等と連携し、各種対策を推進することを目的とする。

(設置)

第2条 県北地区鳥インフルエンザ現地健康危機管理対策本部(以下「対策本部」という。)は、鳥インフルエンザが県北地区内で発生(疑似事例(簡易検査陽性)を含む)した場合、並びに他管内及び他県での発生(疑似事例(簡易検査陽性)を含む)で県北地区が制限区域に入る場合に設置する。

(所掌事務)

第3条 対策本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 養鶏場周辺住民に対する説明会の開催に関すること。
- (2) 養鶏場作業従事者に対する健康調査の実施に関すること。
- (3) 防疫作業従事者に対する健康調査の実施に関すること。
- (4) 防護服の着脱指導に関すること。
- (5) 養鶏場従業員、防疫作業従事者等の健康観察及び心身の健康管理に関すること。
- (6) 食鳥処理場及びG Pセンターに対する衛生指導に関すること
- (7) 相談窓口の開設に関すること。

(構成等)

第4条 対策本部には、本部長を置き、発生地域を所管する保健所長を充てるものとする。

- 2 本部長は、対策本部の事務を総括し、対策本部の職員を指揮監督する。

(健康危機管理対策)

第5条 健康危機管理対策については、長崎県県北保健所鳥インフルエンザ対応マニュアル(平戸市・松浦市・佐々町)、長崎県上五島保健所鳥インフルエンザ対応マニュアル(小値賀町)、佐世保市保健所鳥インフルエンザマニュアル(佐世保市)等に基づき、発生地域の保健所が実施する。

(事務局)

第6条 対策本部の事務局は、発生地域を所管する保健所(県北保健所及び上五島保健所は企画調整課に、佐世保市保健所は保健福祉政策課企画係)に置き、その事務を行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この要綱は、平成24年11月29日から施行する。

県北地区鳥インフルエンザ現地食品安全・安心対策本部設置要綱

(目 的)

第 1 条 長崎県鳥インフルエンザ食品安全・安心対策本部設置要綱第 3 条第 2 項に基づき
 県北地区（佐世保市・平戸市・松浦市・佐々町・小値賀町）内で高病原性及び低病原性
 鳥インフルエンザが発生（疑い事例（簡易検査陽性を含む）並びに他管内及び他県での
 発生（疑い事例（簡易検査陽性を含む））で県北地区が制限区域に入る場合を含む。以下
 同じ。）した場合、食品の安全・安心対策に関して、関係部局が連携し、各種対策を円滑
 に推進することを目的として県北地区鳥インフルエンザ現地食品安全・安心対策本部 以
 下「現地対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 現地対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 鶏卵、鶏肉の安全性についての情報提供及び相談に関すること。
- (2) 風評被害対策に関すること。
- (3) 広報に関すること。

(構成等)

第 3 条 現地対策本部には、本部長を置き、本部長には県北振興局管理部長を充てるもの
 とし、別表に掲げる本部員により構成する。

- 2 本部長は、現地対策本部の事務を総括し、現地対策本部の職員を指揮監督する。

(会 議)

第 4 条 現地対策本部は、本部長が召集し、主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて本部員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第 5 条 この本部の事務局は、県北振興局管理部総務課内に置く。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この要綱は、平成 2 3 年 1 月 2 4 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 2 3 年 1 1 月 2 9 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

県北地区鳥インフルエンザ地域対策本部設置要綱

(目 的)

第1条 長崎県鳥インフルエンザ総合対策本部設置要綱第6条第1項に基づき、県北地区(佐世保市・平戸市・松浦市・小値賀町・佐々町)を除く県内で高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ(以下「鳥インフルエンザ」という。)が発生(疑い事例(簡易検査陽性を含む)並びに他県での発生(疑い事例(簡易検査陽性を含む))で他管内が制限区域に入る場合を含む。以下同じ。)し、県内に鳥インフルエンザ現地総合対策本部(以下「現地対策本部」という。)が設置された場合、管内の防疫対策を強化するとともに、対策本部の実施する対策に対し、必要な支援活動を行うため、県北地区鳥インフルエンザ地域対策本部(以下「地域対策本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 地域対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 管内の防疫対策強化に関すること。
- (2) 現地対策本部の支援に関すること。

(構成等)

第3条 地域対策本部には、本部長及び副本部長を置き、本部長には県北振興局長を、副本部長には県北振興局次長、全市町長及びながさき西海農業協同組合代表理事組合長を充てるものとし、別表に掲げる本部員により構成する。

- 2 本部長は、地域対策本部の事務を総括し、地域対策本部の職員を指揮監督する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故ある時は、県北振興局次長がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 地域対策本部は、本部長が召集し、主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて本部員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(危機管理対策)

第5条 危機管理対策については、県北地区鳥インフルエンザ防疫マニュアルに基づき実施することとする。

(事務局)

第6条 この本部の事務局は、県北振興局管理部総務課内に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この要綱は、平成29年2月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年10月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年12月21日から施行する。

別表（第3条関係）県北地区鳥インフルエンザ地域対策本部の構成員

本部長	県北振興局長
副本部長	県北振興局次長
副本部長	佐世保市長
副本部長	平戸市長
副本部長	松浦市長
副本部長	小値賀町長
副本部長	佐々町長
副本部長	ながさき西海農業協同組合代表理事組合長
本部長	県北振興局次長兼建設部長
本部長	県北振興局管理部長
本部長	県北振興局税務部長
本部長	県北振興局保健部長（県北保健所長）
本部長	県北振興局商工水産部長
本部長	県北振興局農林部長
本部長	県北振興局農林部副部長（県北家畜保健衛生所長）
本部長	肉用牛改良センター所長
本部長	五島振興局上五島支所保健部長（上五島保健所長）
本部長	佐世保市保健所長
本部長	早岐警察署長
本部長	佐世保警察署長
本部長	相浦警察署長
本部長	江迎警察署長
本部長	松浦警察署長
本部長	平戸警察署長
本部長	長崎県農業共済組合佐世保支所長
本部長	長崎県農業共済組合平戸松浦支所長
本部長	長崎県建設業協会佐世保支部長
本部長	長崎県建設業協会北部支部長

東北地区鳥インフルエンザ警戒連絡会議設置要領

(目 的)

第1条 本県での高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「鳥インフルエンザ」という。）の発生が危惧されることから、家きんのみならず県民の健康を守るため、東北地区（佐世保市・平戸市・松浦市・小値賀町・佐々町）内の各市町、長崎県の関係部局等が連携し迅速・的確に対応することを目的に、東北地区鳥インフルエンザ警戒連絡会議（以下、「連絡会議」という。）を設置し、本県の対策に万全を期することとする。

(所掌事務)

第2条 連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 鳥インフルエンザの防疫対策に関すること。
- (2) 県民の健康に関すること。
- (3) 鶏卵・鶏肉等の安全・衛生対策に関すること。
- (4) 情報の収集、分析に関すること。
- (5) 県民への正確な情報提供に関すること。
- (6) 野鳥または家きん以外の飼育鳥類への対応に関すること。
- (7) その他、鳥インフルエンザ対策に必要な調整に関すること。

(組織等)

第3条 連絡会議は、別記1に掲げる本部員により構成する。

- 2 本部長は、東北振興局長をもって充て、本部を総括する。
- 3 副本部長は、東北振興局次長、全市町長及びながさき西海農業協同組合代表理事組合長をもって充てる。

(会 議)

第4条 連絡会議は、本部長が召集し、議長は、本部長をもって充てる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会の構成員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 3 必要に応じ、実務担当者の連絡・調整のために、会議を行うことができる。

(開催時期)

第5条 連絡会議の開催時期は、次のとおりとする。

- (1) 九州内で家きんに鳥インフルエンザの発生が確認された場合。
- (2) 本県で野鳥または家きん以外の飼育鳥類に鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された場合。
- (3) 隣県で野鳥または家きん以外の飼育鳥類に鳥インフルエンザウイルスの感染が確認され、本県の一部が発生地点を中心とした半径3キロメートル以内の区域（平成23年10月1日付け23消安第3409号）に入る場合。
- (4) その他、本部長が必要と認める場合。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、東北振興局管理部総務課内に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この要領は、平成23年1月24日から施行する。

附則

この要領は、平成23年11月29日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年2月28日から施行する。

附則

この要領は、令和2年10月28日から施行する。

附則

この要領は、令和5年12月21日から施行する。

別記 1（第 3 条関係）県北地区鳥インフルエンザ警戒連絡会議の構成員

本部長	県北振興局長
副本部長	県北振興局次長
副本部長	佐世保市長
副本部長	平戸市長
副本部長	松浦市長
副本部長	小値賀町長
副本部長	佐々町長
副本部長	ながさき西海農業協同組合代表理事組合長
本部長	県北振興局次長兼建設部長
本部長	県北振興局管理部長
本部長	県北振興局税務部長
本部長	県北振興局保健部長（県北保健所長）
本部長	県北振興局商工水産部長
本部長	県北振興局農林部長
本部長	県北振興局農林部副部長（県北家畜保健衛生所長）
本部長	肉用牛改良センター所長
本部長	五島振興局上五島支所保健部長（上五島保健所長）
本部長	佐世保市保健所長
本部長	早岐警察署長
本部長	佐世保警察署長
本部長	相浦警察署長
本部長	江迎警察署長
本部長	松浦警察署長
本部長	平戸警察署長
本部長	長崎県農業共済組合佐世保支所長
本部長	長崎県農業共済組合平戸松浦支所長
本部長	長崎県建設業協会佐世保支部長
本部長	長崎県建設業協会北部支部長

県北地区鳥インフルエンザ防疫対策会議開催要領

(目的)

第1条 本会議は、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ（以下、「鳥インフルエンザ」という。）の発生及び防疫対策に関する情報を関係団体等家きん関係者で共有するとともに、今後の対応等についての協議を行うために開催する。

(所掌事務)

第2条 防疫対策会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 鳥インフルエンザの発生情報に関すること
- (2) 防疫対策に関すること
- (3) その他、鳥インフルエンザ対策に必要な調整に関すること

(会議)

第3条 防疫対策会議は、県北家畜保健衛生所長が招集し、主宰する。

2 参集範囲は別表に掲げる団体等とし、議長は県北家畜保健衛生所長が務めるものと
する。

3 会議は、必要に応じ前項の構成員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(開催時期)

第4条 対策会議の開催時期は次のとおりとする。

- (1) 国内で家きんに鳥インフルエンザが発生した場合
- (2) 国内で野鳥に高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認され、かつ特に注意喚起する必要がある場合
- (3) その他、県北家畜保健衛生所長が必要と認める場合

(事務局)

第5条 会議の事務局は、県北家畜保健衛生所に置く。

附則

この要領は、平成29年2月28日から施行する。

附則

この要領は、令和2年10月28日から施行する。

附則

この要領は、令和5年12月21日から施行する。

別表（第3条関係）

県北地区鳥インフルエンザ防疫対策会議の構成員

有限会社九州丸ト鶏卵佐世保営業所
佐世保プロライザーセンター株式会社
ジェイエイ北九州くみあい飼料株式会社長崎工場
ながさき西海農業協同組合
長崎県農業共済組合佐世保支所
長崎県農業共済組合平戸松浦支所
長崎県建設業協会佐世保支部
長崎県建設業協会北部支部
佐世保市
佐世保市保健所
佐世保市食肉衛生検査所
平戸市
松浦市
小値賀町
佐々町
長崎県肉用牛改良センター
長崎県五島振興局上五島支所保健部
長崎県北振興局管理部
長崎県北振興局保健部
長崎県北振興局農林部
制限区域管轄の警察署
国土交通省長崎河川国道事務所佐世保国道維持出張所
管内発生時（管内が移動制限区域に入る場合を含む）のみ参集